

「東京都障害者計画」 「第3期東京都障害福祉計画」の概要

計画の策定に当たって

1 計画策定（改定）の背景・趣旨（3～6ページ）

平成18年4月、障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを区市町村が一元的に提供することとされました。地域における居住の場、日中活動の場などの生活基盤や支援体制の整備が急務となっており、また、障害者がもっと企業等で働けるための支援策が求められています。

平成23年8月には、障害者基本法の一部改正により、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされましたが、こうした理念を推進していく必要があります。また、平成24年4月からは障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、平成24年10月からは障害者虐待防止法が施行されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

こうした状況のもと、東京都障害者施策推進協議会は、新たな計画の基本的方向を明らかにするため調査審議を進め、平成24年2月、旧計画の基本理念及び施策目標を維持しつつ、なお引き続き、各障害の特性を踏まえた独自の先進的な施策を展開すべきであるとする提言を行いました。

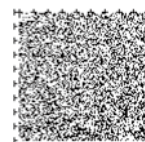
東京都は、この提言を踏まえ、区市町村と一層の連携を図りながら、新たな「東京都障害者計画」及び「第3期東京都障害福祉計画」を策定し、全庁を挙げて障害者施策の総合的な展開に取り組むこととしました。

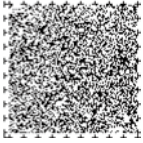
2 計画の性格（7ページ）

障害者施策に関する基本計画としての障害者計画（根拠：障害者基本法）と、生活支援に関わる事項についての実施計画としての障害福祉計画（根拠：障害者自立支援法）の2つの性格を併せもつ計画として、一体的に策定（改定）します。また、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。

3 計画期間（7ページ）

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。障害福祉計画は、平成20年度までの第1期、平成23年度までの第2期に引き続き、第3期となります。

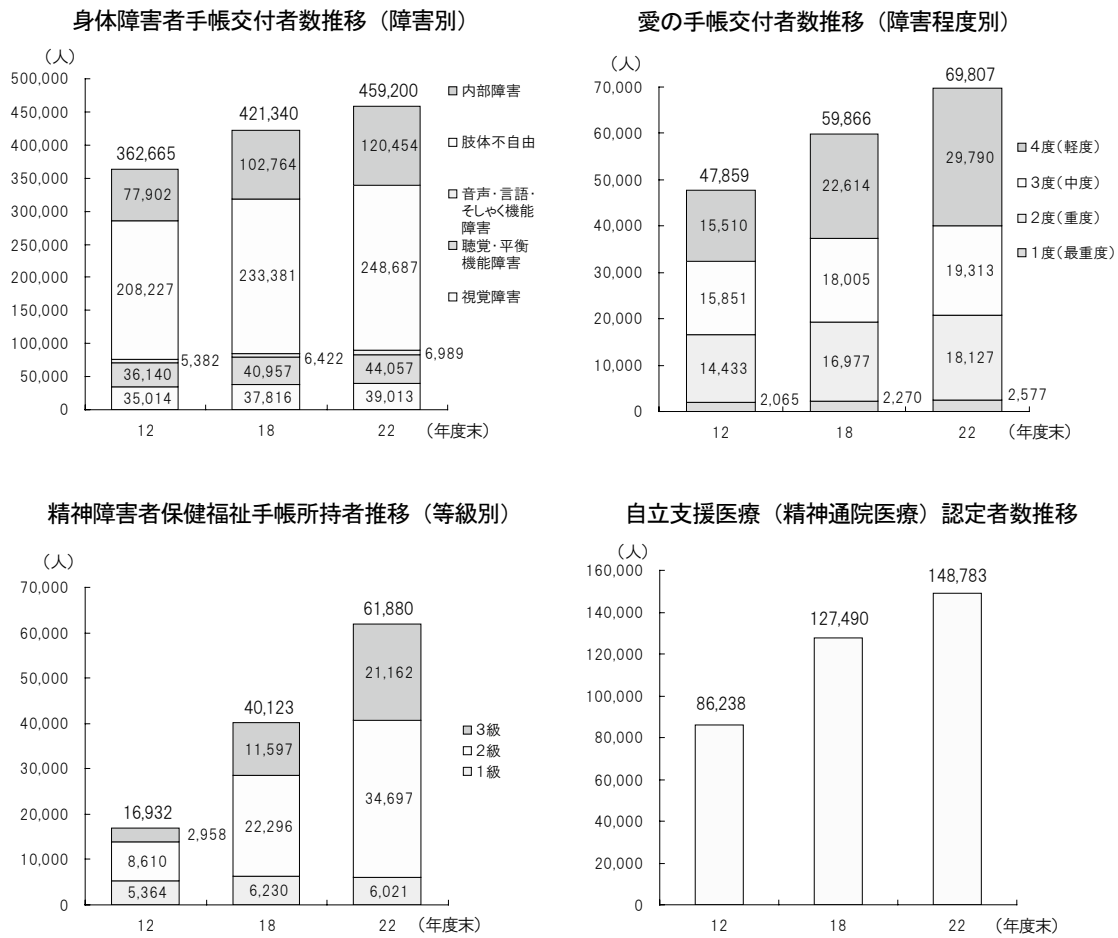




第1章 東京の障害者の状況

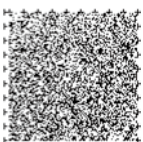
第1節 東京都における障害者数（11～13ページ）

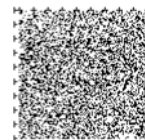
平成23年10月末現在、都内では、身体障害者手帳の交付を受けている人が462,685人、愛の手帳（知的障害者（児）を対象）の交付を受けている人が71,209人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が64,527人で、いずれの障害も増加傾向にあります。



第2節 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」結果（14～31ページ）

平成20年度東京都福祉保健基礎調査の結果により、東京における障害者の生活状況等を明らかにしています。





第2章 障害者施策推進の基本的考え方

第1節 障害者施策推進の基本理念（35 ページ）

東京都は、障害者が、必要な支援を受けながら、他の都民と同様に、自らの生活の在り方や人生設計について、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、引き続き、障害者施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前前に働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前前に働ける社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば街なかで暮らし、一般の職場で働くことを都民が理解し、支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指します。

第2節 障害者施策の目標と課題への対応（36～84 ページ）

東京都は、前節で掲げた社会を実現するため、5つの施策目標を掲げ、全庁を挙げて障害者施策を推進していきます。

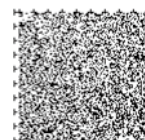
施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

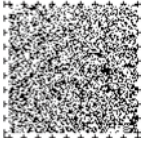
施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

施策目標Ⅲ 当たり前前に働ける社会の実現

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保





施策目標 I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

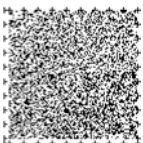
課題 1 地域におけるサービス提供体制の整備 (37～44 ページ)

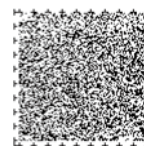
【障害福祉サービス等の必要見込み】

各区市町村が設定した障害福祉サービス等の見込みを集計したものを基本として、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で調整を図りながら、東京都全域の見込みを次の表のとおり定めました。

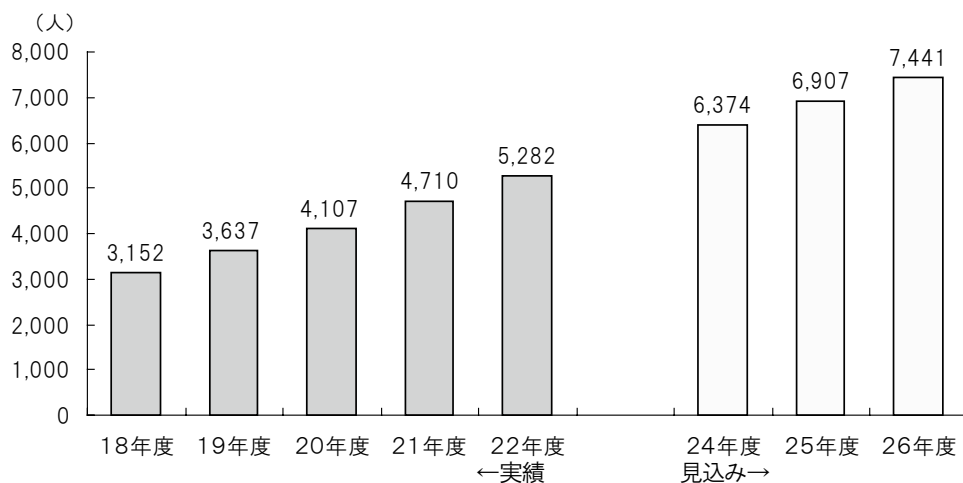
各年度における月間の障害福祉サービス等の実績及び見込み

サービスの種類		事項	単位	21年度 実績	22年度 実績	24年度 見込み	25年度 見込み	26年度 見込み
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 (平成23年10月開始) 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間	669,639	694,776	881,132	934,158	990,580
		利用者数	人	12,799	13,731	19,743	20,857	22,021
日中活動系サービス	生活介護	サービス量	人日分	161,434	237,616	356,043	363,206	370,368
		利用者数	人	8,279	12,029	18,641	19,016	19,391
	自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日分	3,155	2,739	3,749	3,828	3,898
		利用者数	人	377	353	426	435	443
	自立訓練 (生活訓練)	サービス量	人日分	7,928	7,326	9,176	9,368	9,546
		利用者数	人	476	471	620	633	645
	就労移行支援	サービス量	人日分	27,939	25,499	35,449	36,162	36,859
		利用者数	人	1,601	1,592	2,287	2,333	2,378
	就労継続支援 (A型)	サービス量	人日分	4,334	7,050	9,720	9,899	10,096
		利用者数	人	226	391	543	553	564
	就労継続支援 (B型)	サービス量	人日分	132,066	162,111	254,937	260,055	265,204
		利用者数	人	7,619	10,157	16,238	16,564	16,892
	旧体系施設分 (入所・通所)	サービス量	人日分	—	—	—	—	—
		利用者数	人	12,258	8,281	—	—	—
(計)	サービス量	人日分	—	—	669,074	682,518	695,971	
	利用者数	人	30,836	33,274	38,755	39,534	40,313	
療養介護	利用者数	人	76	70	1,218	1,228	1,238	
短期入所	サービス量	人日分	19,374	19,970	24,543	26,664	28,785	
	利用者数	人	2,520	2,457	3,187	3,463	3,738	
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数	人	4,710	5,282	6,374	6,907	7,441
	施設入所支援	利用者数	人	2,924	5,637	—	—	—
	旧体系施設分 (入所)	利用者数	人	6,310	3,512	8,807	8,740	8,656
	(計)	利用者数	人	9,234	9,149	—	—	—
相談支援	計画相談支援 (平成24年4月開始)	利用者数	人	147	182	3,051	6,281	9,802
	地域移行支援 (平成24年4月開始)	利用者数	人	—	—	327	419	477
	地域定着支援 (平成24年4月開始)	利用者数	人	—	—	348	487	622

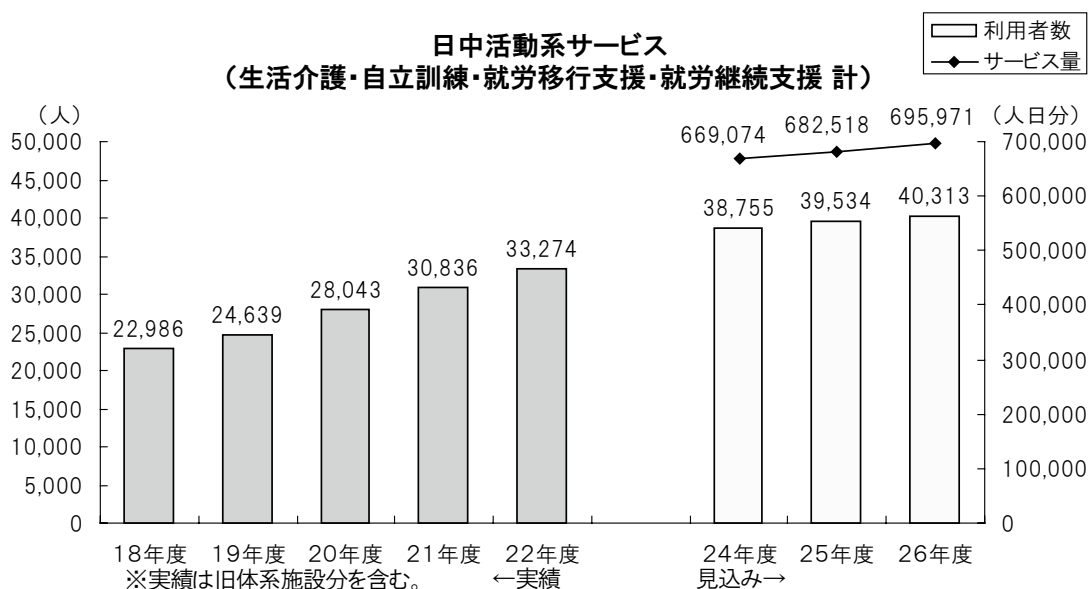




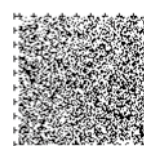
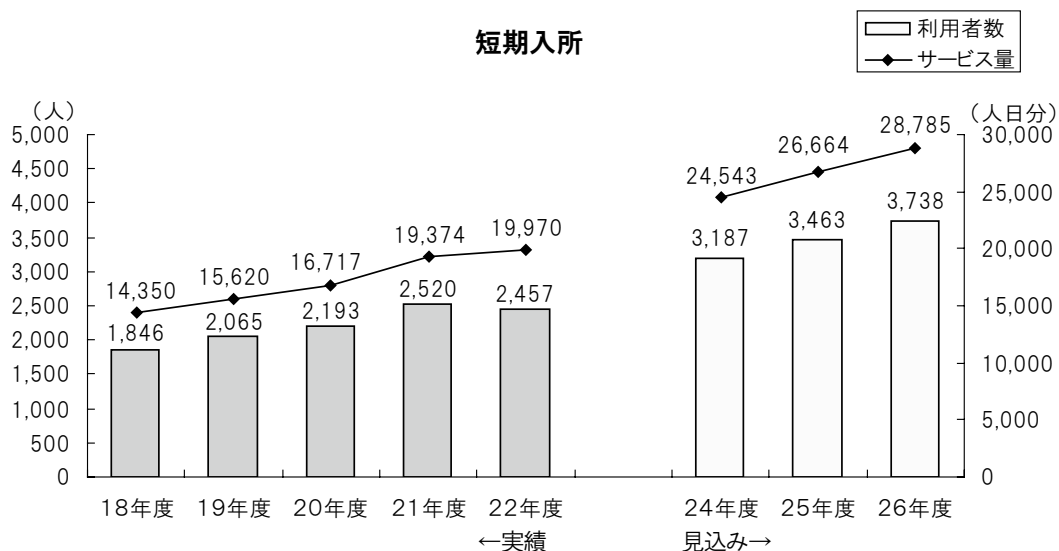
グループホーム・ケアホーム

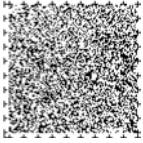


日中活動系サービス (生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援計)



短期入所





【サービス見込量を確保するための方策】

「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」

東京都は、平成26年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量の確保に向けて取組を推進するため、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」を策定しました。

このプランでは、平成24年度から平成26年度までの3年間、グループホーム・ケアホーム、日中活動の場、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備への積極的支援（原則として、設置者負担の2分の1を特別助成）に引き続き取り組み、平成26年度末までに4,810人分の定員を新たに確保します。

1 地域居住の場の整備

障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホーム・ケアホームの整備を促進します。また、ケアホーム創設に係る消防設備整備に対する支援を新たに実施します。

1,600人増

2 日中活動の場の整備

これから特別支援学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。

3,000人増

3 在宅サービスの充実

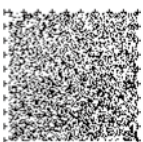
障害者が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。

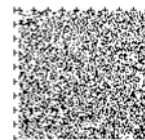
210人増

また、定期借地権一時金に対する補助制度を創設し、借地による施設設置ニーズに対応します。

このほか、入所定員数が平成17年10月1日時点の定員数（7,344人）を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」の整備を引き続き推進します。

なお、このプランでは、障害者の生活基盤を整備するとともに、障害者の地域生活を支えるため、地域生活移行や就労支援の取組も併せて展開することとします。





課題2 地域生活を支える相談支援体制等の整備（45～48ページ）

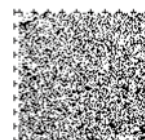
地域生活支援事業のうち、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは、区市町村の必須事業に位置づけられており、東京都は、区市町村による着実な事業実施を促すとともに、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正も踏まえて、サービスや相談支援を担う人材の養成に取り組みます。

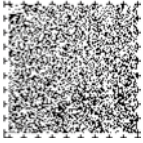
障害者の権利擁護については、障害者虐待防止法の施行に向けて、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を設置し、地域における支援体制の整備のため、都と区市町村の連絡会議等による連携を進めるほか、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成のための研修を実施します。

一方、国による全国一律の制度では対応し得ない課題への対応や、国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を支援していく必要があるため、東京都は、平成19年度より「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を実施し、区市町村が地域の実情に応じて、創意と工夫により行う先進的取組を重点的に支援しています。

また、広域的な自治体である東京都の役割として、区市町村への支援と併せて、事業者やサービス内容に関する情報提供、福祉サービス第三者評価など、サービスの質の向上に向けた事業者の取組の促進と利用者の選択を支援する取組を進めていくと同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠であるため、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。

東京都は、地域における支援体制の整備のため、住民やサービス利用者身近な区市町村と連携しながら、広域自治体としての役割を着実に果たしていきます。





課題3 施設入所・入院から地域生活への移行促進（49～57ページ）

東京都は、地域生活基盤を確保するための取組に加えて、障害者自立支援法の改正により創設された「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）が効果的に実施されるよう、独自の取組を含めて地域への移行支援と定着支援の充実を図り、障害者の地域生活への移行を促進します。

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行（50～53ページ）

【地域移行に関する数値目標】

項目	平成22年度末実績	平成26年度末目標	説明
地域生活移行者数	842人	2,204人	平成17年10月1日時点の施設入所者のうち、当該年度末までの地域生活移行者数（平成17年10月1日時点の入所者数の3割）※平成17年10月以降の累計

【目標達成のための方策】

① 障害者の地域移行に関する普及啓発

「障害者地域生活移行普及啓発事業」を実施し、障害者が実際に地域で暮らすイメージを持つことができるよう、地域生活移行の先進的事例や取組方法等を紹介するセミナーにより、施設職員、障害者、家族等に向けた普及啓発を行います。

② 地域における取組の支援

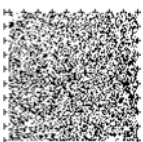
区市町村による地域生活移行・定着化支援の取組を充実・強化するため、「障害者地域生活移行・定着化支援事業」により、障害者を受け入れたグループホーム・ケアホームによる相談支援や、区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について、区市町村に対する補助を行います。

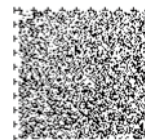
③ 入所施設による取組の促進

既存の入所施設については、引き続き、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」への転換を進めます。

【入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方】

国の基本指針では、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月時点から1割削減することとされていますが、東京都においては、在宅等における入所待機者数の推移、本人及び家族の高齢化や「親なき後」、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズ、などの実情を十分に踏まえる必要があります。東京都は、入所定員数が平成17年10月時点の定員数である7,344人を超えないという目標の達成に向けて、引き続き着実に取り組めます（平成22年度末実績：7,451人）。





イ 入院中の精神障害者の地域生活への移行（54～56ページ）

【地域移行に関する数値目標】

① 1年未満入院者に関する目標

項目	平成22年度 実績	平成26年度 目標	説明
1年未満 入院者の 平均退院率	76%	76%を 維持・向上	前年の6月1か月間の新規入院者のうち、入院後1年間の各月までの退院者数の割合を毎月ごとに算出し、平均したもの

② 1年以上入院者に関する目標

項目	平成22年度 実績	平成26年度 目標	説明
1年以上 入院者の 退院率	27.5%	29%以上	1年以上入院者のうち、1年間での退院者数の割合

【目標達成のための方策】

① 広域的な支援体制の整備

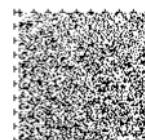
区市町村が実施主体となる「地域相談支援」の実効性を確保するため、これまで東京都が実施してきた関係者の理解促進、広域調整、連携体制の整備等の取組を引き続き推進していくことが必要なことから、東京都は、「精神障害者地域移行体制整備支援事業」を実施し、入院中の精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、地域移行支援会議の開催などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。

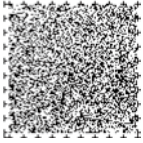
② 地域における連携体制の構築

精神障害者が退院後も地域生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した支援体制の構築を進めていきます。

ウ 一般住宅への移行支援（57ページ）

グループホームや施設・病院から一般住宅への移行を促進するため、「地域定着支援」による常時の連絡体制の確保や緊急時の支援、区市町村地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」（居住サポート事業）による一般住宅への入居支援や関係機関によるサポート体制の調整、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の活用などに、区市町村が積極的に取り組むよう促します。





課題4 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応（58～59ページ）

地域における精神障害者支援については、疾病と障害が並存するという特性を踏まえ、精神科医療の地域連携について検討を進めるとともに、「精神疾患早期発見・早期対応推進事業」において内科医等に対して研修を実施します。さらに、未治療や医療中断等のために地域での生活が困難な事例などに対し、他職種チームで訪問型の支援を行う「アウトリーチ支援事業」を実施し、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、入院に至らない程度の病状悪化等により生活の継続が困難な場合に活用できるよう、医療的なケア体制も備えた短期宿泊などの危機回避的な支援も実施します。

重症心身障害児（者）支援については、高い医療ニーズに応えられるよう、「重症心身障害児在宅療育支援事業」を実施して重症心身障害児（者）の在宅療育を支援します。また、日中活動の場、ショートステイなどの地域のサービス基盤の充実を図るとともに、「受入促進員」の配置や運営費補助により、積極的な受入れの促進と適切な療育環境の確保を図ります。重症心身障害児施設については、各施設における入所児（者）の状況や人材確保等を踏まえ、その在り方を引き続き検討していきます。

発達障害者（児）支援については、乳幼児期から学童期、成人期とライフステージに応じた地域における支援体制が必要とされているため、早期発見・早期支援の取組に加えて、成人期の社会参加への支援など、区市町村による支援体制の整備を促進し、充実を図ります。

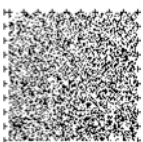
高次脳機能障害者支援については、発症後の急性期治療から地域生活支援までの切れ目のないケア体制整備の一貫として、地域におけるリハビリテーションを充実し、関係機関が連携・協力した支援を進めていくため、区市町村による支援体制の整備を促進し、充実を図ります。

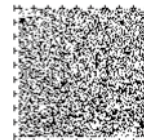
課題5 災害時における障害者支援（60～61ページ）

障害者を含む災害時要援護者の安全を確保するため、東京都は、広域的な立場から、指針やパンフレットの作成、研修会の実施、「地域福祉推進区市町村包括補助事業」などにより、災害時要援護者対策を行う区市町村を支援してきました。

平成23年11月、東日本大震災の教訓等を踏まえ、「東京都防災対応指針」を策定しており、今後、区市町村の現状や取組を改めて把握するとともに、区市町村に対する支援を継続して実施し、災害に備える取組の具体化や地域の関係団体等との協力体制の構築などについて、様々な機会を捉え、区市町村に働きかけを行っていきます。

障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、東京都と区市町村は、引き続き連携してきめ細かな対策を講じていきます。





施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援

課題1 障害児支援の充実 (62～63ページ)

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、「障害児支援の強化」のため、障害児施設及びサービスが障害児通所支援・入所支援に一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が身近な区市町村へ移行することとなりました。また、福祉的観点から認められていた18歳以上も在所できる在園期間の延長措置が見直され、基本的に18歳以上の障害者は障害者施策で対応することとなりました。東京都は、区市町村と連携して、これらの法改正に適切に対応していきます。

課題2 児童・生徒一人一人に応じた教育の推進 (64～65ページ)

東京都教育委員会では、「東京都特別支援教育推進計画」を平成16年11月に発表し、基本理念として、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的な自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与することを掲げ、特別支援教育の推進を図ってきました。

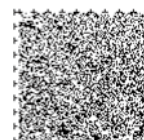
平成22年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画・第三次実施計画」には、都立知的障害特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導学級に在籍する児童・生徒の増加や、すべての学校、学級等に在籍していると考えられる発達障害の児童・生徒に対応した施策を盛り込んでいます。

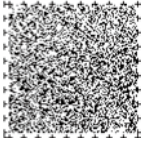
ア 都立特別支援学校における個に応じた教育の充実 (64～65ページ)

自立と社会参加に向けた多様な進路希望に応えるため、都立特別支援学校の再編整備計画を推進し、児童・生徒の教育環境の改善を図っていきます。また、障害のある幼児・児童・生徒に適時・適切な支援を実現していくために、個別の教育支援計画のさらなる充実を図り、教育・福祉・医療・保健・労働等との連携強化を目指します。

イ すべての学校で実施する特別支援教育の推進 (65ページ)

小・中学校においては、すべての学校で発達障害の児童・生徒を支援する体制の整備を目指し、平成24年度から小学校を対象としたモデル事業に着手します。あわせて、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学の推進を図ります。都立高等学校等においては、教員を対象に理解を啓発・推進するため、様々な機会を捉えた研修等を実施します。





課題3 職業的自立に向けた職業教育の充実（66ページ）

知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部職業学科を引き続き設置するとともに、既存の知的特別支援学校普通科で小規模な職業学科を併設し、教育内容・方法の更なる充実を図ります。

また、小学部からのキャリア教育と連動した職業教育の推進、知的障害特別支援学校普通科の高等部における教育課程の類型化の推進、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発等に向けた作業学習の改善・充実の推進などにより、企業就労率の向上を図ります。

さらに、「企業向けセミナー」を引き続き開催し、企業に対して理解と協力を求めていくとともに、「就労支援アドバイザー」などによる企業開拓等の就労支援の充実を図っていきます。

施策目標Ⅲ 当たり前に関わる社会の実現

障害者が当たり前に関わる社会の実現を目指し、より多くの障害者が企業等に一般就労し、「2020年の東京」（平成23年12月策定）において示された、今後10年間で東京の障害者雇用が約3万人増加することを目指します。

課題1 一般就労に向けた支援の充実・強化（67～75ページ）

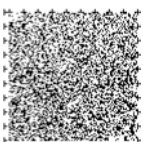
【一般就労に関する数値目標】

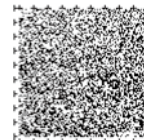
① 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労に関する目標

項目	平成22年度実績	平成26年度目標	説明
一般就労者数	1,274人	1,500人	区市町村障害者就労支援事業による当該年度の一般就労者数（福祉施設利用者を含む。） （平成17年度実績（717人）の2倍以上）

② 福祉施設における就労から一般就労への移行に関する目標

項目	平成22年度実績	平成26年度目標	説明
福祉施設からの一般就労移行者数	308人	852人	福祉施設利用者のうち、当該年度の一般就労移行者数 （平成17年度実績（213人）の4倍）





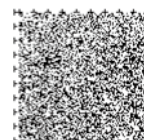
③ 労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行に関する目標

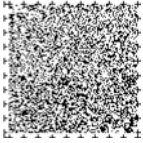
項目	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標	説明
公共職業安定所 経由による福祉 施設利用者の就 職支援	公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。		
障害者の態様に 応じた多様な委 託訓練事業の受 講者数	220人	260人	福祉施設からの一般就労移行者のうち、委託訓練事業の受講者数 (福祉施設から一般就労への移行者数の3割)
障害者試行雇用 事業の開始者数	278人	426人	福祉施設からの一般就労移行者のうち、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数 (福祉施設から一般就労への移行者数の5割)
職場適応援助者 による支援の対 象者数	30人	426人	福祉施設からの一般就労移行者のうち、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の利用者数 (福祉施設から一般就労への移行者数の5割)
障害者就業・生 活支援センター 事業の支援対象 者数	90人	110人	福祉施設からの一般就労移行者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
障害者就業・生 活支援センター の設置か所数	5か所	6か所	(参考：平成23年度 6か所)

【目標達成のための方策】

① 関係機関の連携強化

東京都、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成していくため、平成19年度に東京都障害者就労支援協議会を立ち上げ、平成20年度には「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」及び「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」を定め、具体的な取組と実施主体を示しています。地域の就労支援ネットワークの構築を目指して関係機関が連携し、障害者一人一人の就労を支援します。





② 就労面の支援と生活面の支援の一体的な提供

東京都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進してきました。区市町村障害者就労支援センターに、福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業等に障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の設置を進め、障害者就業・生活支援センターによる広域的支援と連携して、福祉施設利用者が一般就労へ移行しやすい環境を整備します。

③ 障害者の雇用促進に向けた企業への支援

障害者雇用に対する企業の理解を深めるため、障害者雇用のポイントについて普及啓発を進めるとともに、企業と障害者が直接交流する機会を提供します。また、職場環境の調整や作業能力向上に関する助言を行う「東京ジョブコーチ」の企業への派遣や、障害者が働き続けるために必要なスキルアップを図る訓練などを実施し、就職後の職場定着を図ります。

④ 行政による雇用機会の提供

知的障害者や精神障害者が一般企業での就職に向けて業務経験を積む機会を確保するため、率先して「チャレンジ雇用」を実施します。

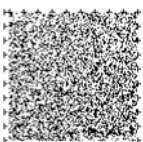
課題2 福祉施設における就労支援の充実・強化（76～77ページ）

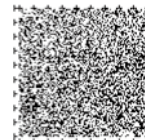
ア 福祉施設を含む地域の就労支援体制の整備（76ページ）

各福祉施設においては、労働関係機関との連携を図るとともに、区市町村障害者就労支援センターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要です。また、特別支援学校高等部卒業生が増加傾向にあることを踏まえ、福祉施設による支援を必要とする障害者の多様なニーズに応じて必要と見込んだサービス量と利用者サービス水準の確保を図るため、区市町村の取組を支援します。

イ 福祉施設における工賃の向上（77ページ）

福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、工賃水準の向上を目指し、福祉施設に経営努力を促すとともに設備投資に助成するほか、区市町村が、地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発、販路拡大や、福祉施設の経営の強化充実を目的とする経営コンサルタンの派遣などの事業に積極的に取り組むよう支援します。また、福祉施設を対象として工賃引き上げのための研修を実施し、工賃向上に向けた気運の醸成を図るとともに、福祉施設からの物品及び役務の調達に積極的に取り組みます。





施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

課題1 ユニバーサルデザインの普及による福祉のまちづくり推進 (78～79 ページ)

「東京都福祉のまちづくり推進計画」では、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを総合的に進めるため、快適な移動を支える整備、身近な建築物のバリアフリー化、わかりやすい情報提供などの施策を重点的な取組として位置づけています。

東京都は、鉄道駅へのエレベーター設置や、乗り合いバス車両のノンステップ化の促進、区市町村を主体とするユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの支援などに取り組んできましたが、引き続き、福祉のまちづくりの仕組みづくりと普及啓発、バリアフリー化促進などに取り組む区市町村への支援などにより、身近な地域における福祉のまちづくりの基盤整備に取り組んでいきます。

東京都は、できるだけ多くの方が公共施設等を円滑に利用できるよう、今後とも、利用者本位の考え方に立ったハード・ソフトの取組を両面から支援し、福祉のまちづくりを推進していきます。

課題2 心のバリアフリーの推進 (80～82 ページ)

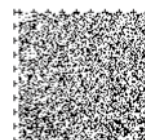
東京都は、毎年12月の障害者週間に際して、障害に関するシンボルマークを紹介するとともに都民の理解と協力を呼びかけるポスターを作成し、公共交通機関、公共施設、学校等に配布しています。引き続き、「すべての都民が共に暮らす地域社会」の実現を目指し、様々な機会を通じて啓発・広報に努め、障害者への理解を促進していきます。

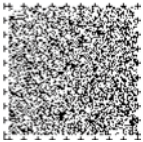
施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保 (83～84 ページ)

東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組めます。

サービスの直接の担い手である介護従事者、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、障害者虐待防止法に対応できる人材、重症心身障害児施設の看護師など、専門的な支援ができる人材の確保を図ります。

さらに、障害福祉サービスという仕事の意義や重要性について、都民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めることができるよう、積極的な啓発を行っていきます。





第3章 障害者施策の総合的展開 (87～172 ページ)

5つの施策目標のもと、取組の項目別に体系化した211の各事業について、平成22年度末の状況等と、事業目標を明らかにしています。

施策目標	取組
I 地域における自立生活を支える仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none">1 地域生活を支えるサービス基盤の整備2 相談支援体制等の整備3 地域生活への移行促進と地域での居住の安定の確保4 保健・医療サービスの充実5 地域生活の安心・安全の確保
II 社会で生きる力を高める支援	<ol style="list-style-type: none">1 自立と社会参加を支える施策の充実2 スポーツ・文化芸術・学習・交流活動の推進
III 当たり前で働ける社会の実現	<ol style="list-style-type: none">1 働く意欲や力量を高める支援の充実・強化2 一般就労の機会を拡大する仕組みづくり3 安心して働き続けるための支援体制の整備4 福祉施設における就労支援の取組の強化
IV バリアフリー社会の実現	<ol style="list-style-type: none">1 福祉のまちづくりの推進2 情報面のバリアフリー3 制度面のバリアフリー4 心のバリアフリー
V サービスを担う人材の養成・確保	人材の養成・確保

